

別添

令和4年度県立学校GHPエアコン保守点検業務（ヤンマー製）仕様書

1 目的

県立学校に設置しているガスヒートポンプ（GHP）エアコンの保守点検及び定期部品交換（以下「本業務」という。）を行うことにより、機器に最適な運転状態を維持し、故障の未然防止及び機器の寿命を延長することを目的とする。

2 業務の期間

契約締結日から令和5年3月10日まで

3 本業務を行う学校及び対象機器

(1) 保守点検を行う学校及び対象機器

別表のとおり

(2) 定期部品交換を行う学校及び対象機器

学校名	住所	機器型式	台数	稼働時期
倉吉農業高等学校	倉吉市大谷166	YNZP355G1PCB	5	平成18年度
		YNZP450G1PCB	1	平成18年度
米子白鳳高等学校	米子市淀江町福岡24	YNZP450G2P	1	平成19年度

4 保守点検業務の内容

(1) 機器点検

機器製造者の保守点検の要領を遵守して次の項目について実施する。

ア 計器による各部データ採取及び診断

イ エンジンオイルの量及び漏れの点検

ウ プラグ点検及び清掃

エ 排ガストレンフィルターの点検

オ 冷却水の点検

カ 燃料ガスホースの点検

キ エアクリーナーエレメントの清掃

ク ホース類の点検（排ガスホース、排気ドレンホース、吸気ホース、オイルタンクホース、ブロアバイホース等）

ケ 高圧コードの点検

コ コンプレッサーの点検

サ 運転異常音の点検

シ 外観点検

ス フロンガスの漏えい点検

(2) 部品交換

(1)の点検により部品交換が必要とされるものを発注者に報告し、発注者が指示したものについては、部品交換を行うこと。

なお、交換に係る経費については、別途見積もることとし、本業務に含まないこととする。

(3) 点検回数

機器ごとに業務の期間につき1回

(4) 業務に伴う費用の負担

作業に使用する電気、水道料金は学校が負担するが、これ以外は全て受注者の負担とする。

(5) 点検結果

受注者は、本業務における点検結果を取りまとめた報告書を成果品として発注者及び各学校の担

当者に一部ずつ提出すること。

なお、(1) スの「フロンガスの漏えい点検」については、別紙「冷媒漏えい点検・整備記録簿」を紙媒体及び電子媒体（エクセル形式）で、発注者及び各学校の担当者に一部ずつ提出すること。

ただし、各学校で本業務の対象機器の「冷媒漏えい点検・整備記録簿」を既に保有している場合は、各学校の担当者の指示に従い、各学校が保有している「冷媒漏えい点検・整備記録簿」に追記等を行い、その写しを紙媒体及び電子媒体（PDF形式）で、発注者及び各学校の担当者に一部ずつ提出すること。

5 定期部品交換業務の内容

(1) 交換部品

機器製造者の定期部品交換の要領を遵守して次の項目について実施する。

- ア エンジンオイル
- イ オイルフィルター
- ウ エアクリーナーエレメント
- エ 点火プラグ
- オ 排気ドレンフィルター
- カ コンプレッサー駆動ベルト
- キ 冷却水不凍液
- ク 燃料ホース

(2) 実施回数

機器ごとに業務の期間につき 1 回

(3) 本業務に伴う費用の負担

作業に使用する電気、水道料金は学校が負担するが、これ以外は全て受注者の負担とする。

6 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

- ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合
- イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(3) 受注者は、(1) の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

7 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

8 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

9 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から 14 日以内に業務完了報告書（別添様式）を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。

10 委託料の支払

(1) 受注者は、9 の完了報告が合格と認められた後、速やかに本業務に係る委託料の請求書を発注者へ提出すること。

(2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から 30 日以内に請求に係る委託料を支払う。

11 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

(別表)

学校名	住所	機器型式	台数	稼動時期	定期点検	
					対象	台数
倉吉農業高等学校	倉吉市大谷166	YNZP355G1PCB	5	平成18年度	○	5
		YNZP450G1PCB	1	平成18年度	○	1
米子東高等学校	米子市勝田町1	YRMP180G2NB	2	令和元年度	○	2
米子白鳳高等学校	米子市淀江町福岡24	YNZP450G2P	1	平成19年度	○	1
合計			9			9

(別添様式)

業務完了報告書

鳥取県知事 平井 伸治 様

次のとおり業務が完了したので報告します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

委託業務の名称	
委託業務の場所	
履行期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
委託業務完了年月日	令和 年 月 日
業務委託料	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

